

地方独立行政法人くらて病院 令和5年度年度計画

第1 年度計画の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 病院及び介護老人保健施設としての役割

(1) 救急医療体制の充実

地域住民の救急医療のニーズに応えるため、近隣消防署や地域医療機関と連携し、24時間365日の救急体制を維持する。さらに、放射線技師を24時間365日、院内に待機させ、医師が迅速な診断が行えるようにすることで、時間外患者数及び救急搬送受入患者数を増加させ救急車応需率の向上も図る。

当院で対応困難な患者に対しては近隣の高度急性期病院と連携し、迅速かつ適切な対応を行う。

	令和3年度実績値	令和5年度目標値
救急搬送受入患者数	697人	600人
救急車応需率	72.3%	92.0%
時間外受入患者数	1,916人	1,980人

(2) 不足する医療機能の補完

当院に常勤医師が不在で、地域で必要とされる眼科及び耳鼻咽喉科は非常勤医師による外来診療を継続し、需要に応じた診療体制を構築する。

小児科は、かかりつけ医として受診できる外来診療体制を継続する。

医師の充足については大学医局及び紹介会社等への招聘活動を継続して行い、医療機能の補完に努める。

	令和3年度実績値	令和5年度目標値
眼科診療日数	半日×3回/週	半日×2回/週
耳鼻咽喉科診療日数	半日×3回/週	半日×3回/週
小児科診療日数	常勤	常勤

(3) 予防医療の取り組み

各種検診は積極的に推進し受診者数を増加させ、院内で開催する健康教室では、地域住民の需要に即したテーマで専門医や関係職種により魅力ある教室の開催に努める。行政が開催する健康教室等へは、必要に応じてスタッフ派遣などを実施し地域住民への健康維持・増進を更に進める。

コロナワクチン接種をはじめとする感染症対策については町と円滑な連携関係を継続し、実施できる体制を維持し予防医療に取り組む。

	令和3年度実績値	令和5年度目標値
検診受診者数	358人	469人
健康教室参加者数	-人	387人

(4) 介護サービスの提供

入所サービスでは、離床時間の拡大を図り、在宅生活に即した生活リズムを整えることで、在宅復帰が可能となるような環境を整える。通所サービスでは、従来の通所リハビリテーション及び短時間通所リハビリテーションを継続し、利用者ニーズに沿ったリハビリテーションを提供することで日常生活に必要な身体機能の維持・回復に努める。

医療安全対策や感染防止対策は医療機関の取り組みと同様のものとし、常に質の向上を図る。利用者に安全安心なサービスを提供し、在宅生活の維持や施設生活の充実を図る。

居宅介護支援事業所は年々登録者が増加している。利用者の疾病や身体機能に沿った最適なサービス計画の作成に努め、在宅での生活が円滑に行えるサービスが提供できるよう関係者と調整を図る。

	令和3年度実績値	令和5年度目標値
利用者数（入所）	20,236人	20,805人
利用者数（通所）	12,579人	16,995人
居宅介護支援事業所利用者数	630件	640件

(5) 積極的な情報発信

ホームページでは引き続き、医師の紹介、診療体制、当院で行うことのできる診療の内容や技術部門及び看護部門等、患者や住民に対して病院の機能及び介護老人保健施設のサービス内容について分かりやすく表現していく。

紙媒体でも法人独自の情報誌を今年度も夏と冬に2回の発刊を予定するとともに、町の広報誌を活用した疾病予防や健康増進に関する情報提供も継続して行う。

	令和3年度実績値	令和5年度目標値
情報誌年間発刊数	1回	2回

(6) 災害時における対応

鞍手町唯一の病院として、新興感染症への対応や感染の拡大を防止する活動を行う。また、災害発生時に医療救護活動ならびに福祉避難所として受入れができる体制の維持など、町や関係機関との連携を図り、迅速に対応できる体制の構築を図る。

2 利用者本位の運営の実践

(1) 利用者中心の医療・介護の提供

患者及び利用者の状況を的確に捉え、その家族も含めたニーズと併せて病院では主治医及び地域連携室が、介護老人保健施設では相談員やケアマネージャが中心となり、様々な選択肢を示し利用者にとって最適な療養環境を提供する。

また、地域連携室においては医療、介護、福祉及び保健などの様々な相談に応じ、適切な制度やサービスが受けられるよう情報提供を行う。

	令和3年度実績値	令和5年度目標値
相談件数（病院）	5,490人	4,945人
相談件数（介護老人保健施設）	301人	548人

(2) 利用者の満足度の向上

診療内容、接遇及び環境の項目において利用者満足度のアンケート調査を引き続き実施する。アンケート結果は、サービス向上委員会で評価や改善方法をまとめ、院内情報システムで全職員が閲覧できるようにする。また、サービス向上委員会が2ヶ月ごとにキャンペーンポスターを掲示し、各職員への啓発を行う。加えて、各部署で取組目標を作成し、接遇の向上を図る。

患者や利用者から直接意見を伺う意見箱も引き続き設置し、様々な問題点を把握及び改善する。また、問題点に対しては回答や改善策を院内のわかりやすい場所に掲示することで利用者満足度の向上につなげる。

		令和3年度実績値	令和5年度目標値
患者満足度調査（診療内容）	（入院）	74.0%	76.0%
	（外来）	63.0%	76.0%
患者満足度調査（接遇）	（入院）	72.0%	76.0%
	（外来）	64.0%	76.0%
患者満足度調査（環境等）	（入院）	62.0%	90.0%
	（外来）	35.0%	90.0%

3 良質な医療・介護の提供

(1) チーム医療の推進

患者に最善の医療が提供できるよう、必要職種で構成されたチームを編成し、チームでの医療の推進を図る。

医療安全、院内感染及び褥瘡対策など、医療法や施設基準上に必要なチームは継続し、栄養サポート、認知症や骨粗鬆症など患者の状態に即してアプローチするチーム活動を行い、良質な医療及び介護の提供を行う。

(2) 安心安全な医療・介護サービスの提供

安心安全な医療・介護サービスを提供するために、医療安全や感染防止についての研修会を開催する。研修会に参加できない職員に関してはビデオ研修ができる環境を提供する。

感染対策については、院内感染防止対策委員会を中心に、常に最新の情報をもとに各種感染対策を迅速に啓発・徹底することで、院内感染の防止に努める。

安全安心に寄与する研修会は院内外問わず参加を推進し得られた情報を共有することで更なる向上を目指す。

	令和3年度実績値	令和5年度目標値
医療安全院内研修会の開催	8回	12回
医療安全院内研修参加率	99.6%	99.0%
院内感染防止対策研修会の開催	2回	2回
院内感染防止対策研修会参加率	98.8%	99.5%

(3) 人材育成

職務、職責に応じた研修会に参加できるように支援を行う。また各種認定資格等の取得支援を行う。オンラインでの研修が増加している状況下、就業時間中の受講に際しても事前に把握し、人員調整などの配慮を行う。

幅広く実習生の受け入れを行い、後進を育成する。将来の採用候補の発掘と実習指導による自身のスキルアップを図る。

4 地域包括ケアシステムの推進

(1) 高次機能医療機関との迅速かつ円滑な連携

地域の中核病院として、地域住民の救急医療への対応を積極的に実施する。受入れ後の診断結果により、当院での治療の継続が難しい患者については、近隣の大学病院や高次機能医療機関と連携を図り、迅速に対応できる体制を維持する。

大学病院や近隣高次機能医療機関からの患者の受け入れは、地域連携室を中心に円滑な受け入れを行う。

(2) 地域との連携・訪問の推進

行政、近隣の医療機関、介護事業所及び関連団体と連携・協力し、病院が有する人材、環境及び医療機器等の診療機能を効果的に活用し、病診連携の更なる強化を図る。

近隣の医療や介護の従事者に対して、専門的な知見から様々な情報提供することで地域全体

のレベルアップを図る。

在宅サービスにおいては、法人の訪問看護ステーションが中心となり、病院や近隣医療機関と連絡調整を行い、24時間365日在宅でも安心して医療・介護の提供が受けられ、急変時にはくからて病院に円滑に受診できる体制を整え需要に沿ったサービスの提供に努める。

	令和3年度実績値	令和5年度目標値
紹介率（全体）	44.1%	37.9%
紹介件数（町内医療機関）	413件	410件
逆紹介率（全体）	16.7%	25.0%
逆紹介件数（町内医療機関）	169件	210件
訪問看護ステーション利用者数	71人	75人
訪問看護ステーション延べ利用件数	3,253回	2,925回

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営管理体制の確立

(1) 運営管理体制の確立

地域の医療・介護需要を的確に把握し、柔軟な対応ができるよう、院内の理事による会議を月2回開催し、問題点や改善策を協議し、迅速に対応していく。

中期計画に基づく年度計画においては、進捗状況を把握し、その状況を毎月開催される運営会議で定期的に報告を実施する。

(2) 職員参画意識の高揚

法人が作成する中期計画や年度計画を全職員に周知し、達成状況を運営会議で報告するとともに、全ての職員が閲覧できる仕組みを構築する。

現場の意見や要望を早期に受け取れるよう、院内システムにおいて提案できる仕組みとし、その意見や要望を理事会や関係部署で協議し、実施可能なものは早急に取り入れ業務への反映を行う。

人事評価制度については、先行して実施している看護部の評価をもとに、各部署で評価についての整合性の検証を行う。

(3) 職場環境の充実

安全衛生委員会にて、毎月各部署の休職者や就労状況を把握し、就労環境の改善につなげる。ストレスチェックの結果や過重労働者に対して希望者には産業医との面談を促し、職員のメンタルヘルス対策を積極的に取り組むことで、休職や離職率を抑制する。

さらに、職員満足度調査を実施し、その内容を分析し、働きやすく、働き甲斐のある職場環境の充実を図る。

	令和3年度実績値	令和5年度目標値
--	----------	----------

離職率	7.1%	8.0%
超過勤務時間	15,881 時間	8,000 時間
職員満足度調査	-%	80%

(4) 適切かつ弾力的な人員配置

診療報酬や介護報酬に基づき、また、良質で安全安心な医療及び介護を提供するための、各職種必要な常勤数を定め、計画的な運営を行う。

一次的に繁忙である部署には他部署からサポートを行い、また繁忙な時間帯などには時差出勤を行うことなどで適切な配置を行い負担の軽減を図る。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 経営基盤の強化

(1) 収支の適正化

収入では各科の診療状況の分析を行い、その情報を基に診療報酬及び介護報酬に適切な対応へと繋げ、収入の増加につなげていく。また、自院からの予定入院患者や他院からの受け入れ患者の状況を毎日行う病床会議で情報の一元化を図り、適切なベッドコントロールを行うことで病床利用率の向上を行う。診療科ごとの目標設定を行い、達成状況を分析し各医師に提示することで、収入の安定確保に努める。

支出では、材料費ではベンチマークを利用すると共に納入業者数を絞ることで薄利多売の推進の継続、経費では節電キャンペーンを実施し、各月の電気料金を前年度と比較したものを提示するなど、全職員がコスト削減に対しての意識を持つようにする。

医療機器の購入はベンチマークシステムを活用し、医療機器の金額の相場を把握し、適正な金額で購入できるようにする。保守に関しては複数年契約や複合契約などにより、支出の節減に努める。

	令和3年度実績値	令和5年度目標値
入院単価（一般病床）	35,919 円／日	35,043 円／日
病床稼働率	74.8%	88.0%
外来単価	12,607 円／日	10,070 円／日
平均外来患者数 ※1	219.4 人／日	252.0 人／日
居室稼働率（老健入所）	92.4%	95.0%
平均通所者数（老健通所）	40.6 人／日	55.0 人／日
経常収支比率	94.7%	95.2%
職員給与比率 ※2	62.3%	63.3%

※1 予防接種、検診受診者数を除く。

※2 収入に対する職員給与費の割合

一日平均患者数

(単位：人)

	入院（一般）		外来	
	令和3年度実績	令和5年度目標	令和3年度実績	令和5年度目標
呼吸器内科	14.8	13.0	15.4	20.0
消化器内科	0.9	6.0	11.1	14.0
循環器内科	9.8	7.0	22.3	20.0
腎臓・透析	-	5.0	24.0	23.0
神経内科	3.7	2.0	7.4	8.0
糖尿病内科	0.7	5.0	11.3	15.0
内科	5.6	10.0	12.4	15.0
外科	9.7	12.0	14.1	15.0
整形外科	16.9	20.0	53.8	60.0
皮膚形成外科	2.1	3.0	15.6	17.0
脳外科	-	4.0	1.4	10.0
泌尿器	6.0	3.0	11.8	15.0
小児科	-	-	2.5	5.0
眼科	-	-	10.8	10.0
耳鼻咽喉科	-	-	5.3	5.0

（２）役割と費用負担の明確化

診療科や診療機能の更なる充実を図り、救急患者の積極的な受入から在宅医療・介護までの多様な範囲を網羅する医療及び介護サービスの提供を行う。

医療や介護ニーズを的確に捉え、柔軟な対応を行うことで地域住民にとって必要とされる病院や介護施設となることを目指す。

小児科や救急といった地域が必要とする分野の繰入についての運営負担金については国からの交付税額を総務省の繰出基準に基づき繰り入れる。

【運営費負担金の見積】

運営費負担金については、総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」（総務省副大臣通知）に準じ算定した額とする。

また、長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。

(単位：千円)

区 分		金 額
収入		
収入	営業収益	3,594,743
	医業収益	3,028,950
	介護老人保健施設事業収益	343,068
	運営費負担金収益	221,525
	その他営業収益	1,200
	営業外収益	14,540
	運営費負担金収益	9,540
	医業営業外収益	2,000
	介護老人保健施設営業外収益	3,000
	一般管理営業外収益	0
	資本収入	165,358
	運営費負担金収益	115,358
	長期借入金	50,000
	その他資本収入	0
	その他収入	0
計	3,774,641	
支出		
支出	営業費用	3,372,433
	医業費用	2,846,134
	給与費	2,093,787
	材料費	309,811
	経費	437,536
	研究研修費	5,000
	介護老人保健施設営業費用	322,681
	給与費	206,230
	材料費	30,876
	経費	85,475
	研究研修費	100
	一般管理費	203,618
	給与費	62,249
	経費	141,370
	営業外費用	30,117
	医業営業外費用	27,117
	介護老人保健施設営業外費用	0
	一般管理営業外費用	3,000
	資本支出	345,047
	建設改良費	50,000
	償還金	295,047
その他資本支出	0	
その他の支出	0	
計	3,747,597	

3 収支計画 (令和5年度)

(単位：千円)

区 分		金 額	
収益の部		3,730,207	
収益の部	営業収益	営業収益	3,715,667
		医業収益	3,028,950
		介護老人保健施設事業収益	343,068
		運営費負担金収益	221,525
		資産見返運営費負担金戻入	115,358
		資産見返補助金戻入	5,566
		資産見返物品受贈額戻入	0
		その他営業収益	1,200
		営業外収益	営業外収益
	運営費負担金収益		9,540
	医業営業外収益		3,000
	介護老人保健施設営業外収益		0
	一般管理営業外収益		2,000
	臨時利益	0	
	費用の部		3,917,817
費用の部	営業費用	営業費用	3,887,700
		医業費用	3,323,463
		給与費	2,093,787
		材料費	309,811
		経費	437,536
		減価償却費	477,329
		研究研修費	5,000
		介護老人保健施設営業費用	341,547
		給与費	206,230
		材料費	30,876
		経費	85,475
		減価償却費	18,866
		研究研修費	100
		一般管理費	222,690
		給与費	62,249
	経費	160,441	
	営業外費用	営業外費用	30,117
		医業営業外費用	27,117
		介護老人保健施設営業外費用	0
		一般管理営業外費用	3,000
	臨時損失	0	
純損失		187,609	
目的積立金取崩額		0	
総損失		187,609	

(単位：千円)

区 分		金 額
資金収入		4,642,443
	業務活動による収支	3,609,283
	診療業務による収入	3,028,950
	介護業務による収入	348,068
	運営費負担金による収入	231,065
	その他の業務活動による収入	1,200
	投資活動による収入	0
	運営費負担金による収入	0
	その他の投資活動による収入	0
	財務活動による収入	165,358
	長期借入れによる収入	50,000
	その他の財務活動による収入	115,358
	前事業年度よりの繰越金	867,802
資金支出		4,642,443
	業務活動による支出	3,402,550
	給与費支出	2,093,787
	材料費支出	309,811
	その他の業務活動による支出	998,952
	投資活動による支出	50,000
	有形固定資産の取得による支出	50,000
	その他の投資活動による支出	0
	財務活動による支出	295,047
	長期借入金の返済による支出	27,117
	移行前地方債償還債務による支出	267,930
	その他の財務活動による支出	0
	次期中期目標の期間への繰越金	894,846

第5 短期借入金の限度額

1 限度額

300百万円とする。

2 想定される短期借入金の発生理由

予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な支出への対応や賞与の支給等一時的な資金不足への対応を想定している。

第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

現病院の敷地等については、法第42条の2の規定により設立団体である鞍手町と協議のうえ、令和5年度以降に納付等を行う。

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

計画期間中の毎事業年度の決算において剰余を生じた場合は、施設・設備の整備・改修、医療機器等の購入、借入金の償還、人材確保事業及び人材育成事業の充実に充てる。

第9 料金に関する事項

1 使用料等

- (1) 法人の施設を利用する者からは、診療料金及びその他諸料金を徴収する。
- (2) 診療料金及びその他諸料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）、後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成19年厚生労働省告示第395号）、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）の規定により算定した額とする。
- (3) 前項の規定によらない使用料及び手数料は、理事長が別に定める。
- (4) 前2項の規定により難しい診療料金及びその他諸料金の額は、理事長が別に定める。
- (5) 既に納めた診療料等については、返還しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用料等の減免

理事長は、特別な理由があると認めるときは、別に定めるところにより使用料及び手数料を減免することができる。

第10 其他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

地方独立行政法人くらて病院の業務運営等に関する規則（平成24年鞍手町規則第19号）第6条に定める事項

(1) 施設及び設備に関する計画（令和5年度）

（単位：千円）

	予定額
施設・設備の整備	0
医療機器等の整備・更新	50,000

(2) 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間繰越積立金については、施設・設備の整備・改修、医療機器等の購入、借入金の償還、人材確保事業及び人材育成事業の充実に充てる。

(3) 前各号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項

ア. 国民健康保険診療施設の役割

鞍手町国民健康保険直営診療施設としての役割を引き継ぎ、被保険者へ適切な医療を提供する。検診の促進、疾病予防等健康増進事業にも取り組む。またジェネリック医薬品の採用促進などにも努め、国民健康保険医療費適正化に寄与する。

イ. 介護施設及び整備に関する計画

建設後21年が経過した老健棟や診療所、新規及び更新医療機器の整備においては、計画に沿って行う。

ウ. 地域医療の充実と健全経営の両立

福岡県が定める「地域医療構想」及び「地方独立行政法人くらて病院整備基本構想」に則り、地域住民が安全安心に生活できるよう、診療機能の充実及び良質な医療・介護の提供を行う。